

2020 April

4月

MONTHLY REPORT

保証月報



©OCVB



沖縄県信用保証協会
Okinawa Credit Guarantee Corporation

《 目 次 》

業務概況推移	1
--------	---

保証状況

(1) 業種別	2
---------	---

(2) 市町村別	3
----------	---

(3) 期間別	4
---------	---

(4) 金融機関別	4
-----------	---

(5) 資金使途別	4
-----------	---

(6) 保証金額別	5
-----------	---

(7) 協会保証制度別	5
-------------	---

(8) 県融資制度別	6
------------	---

(9) 市町村別小口資金制度別	6
-----------------	---

(10) 提携保証制度別	6
--------------	---

お知らせ	7
------	---

*** 月報をご覧くださいに当たってのご注意 ***

◎ 四捨五入の為に個々の金額の合計が合計の金額にならない場合や、
構成比の合計が100.00%とならない事があります。

表紙の写真「紫陽花（あじさい）」

日本や中国、台湾、北アメリカが原産国の落葉低木です。樹高は1～2mほどで、はっきりと葉脈が浮き上がり、光沢のある葉っぱをつけます。5～7月にかけてピンクや青色の花を咲かせ、雨にぬれても元気なことから、梅雨の代名詞ともいわれています。

沖縄地方では例年5月上旬から梅雨入りし、6月下旬にかけて梅雨明けしていますが、四季の特徴が少ない沖縄で紫陽花が季節感を表しています。

保証月報

令和2年5月発行

発行 沖縄県信用保証協会

業務概況推移

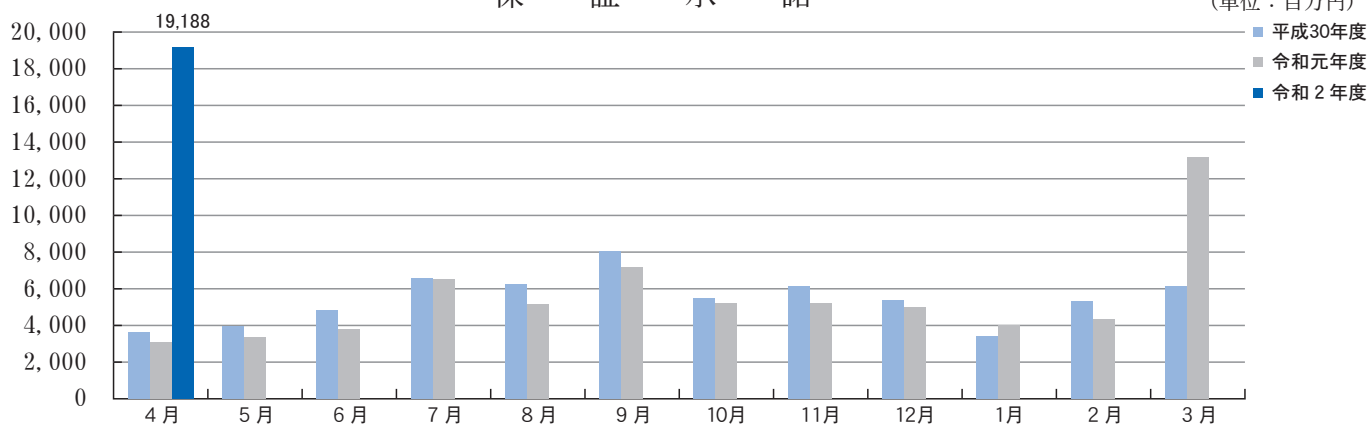
(令和2年4月)

(単位：千円、%)

項目	当 月 中				当 期 中			
	件数	金 額	前 年 比		件数	金 額	前 年 比	
			件数	金額			件数	金額
保 証 申 込	1,737	28,361,250	655.5	755.1	1,737	28,361,250	655.5	755.1
保 証 承 諾	1,229	19,187,670	548.7	619.6	1,229	19,187,670	548.7	619.6
保 証 債 務 残 高					11,198	134,961,262	107.8	114.9
代 位 弁 済(元利)	24	255,642	82.8	85.8	24	255,642	82.8	85.8

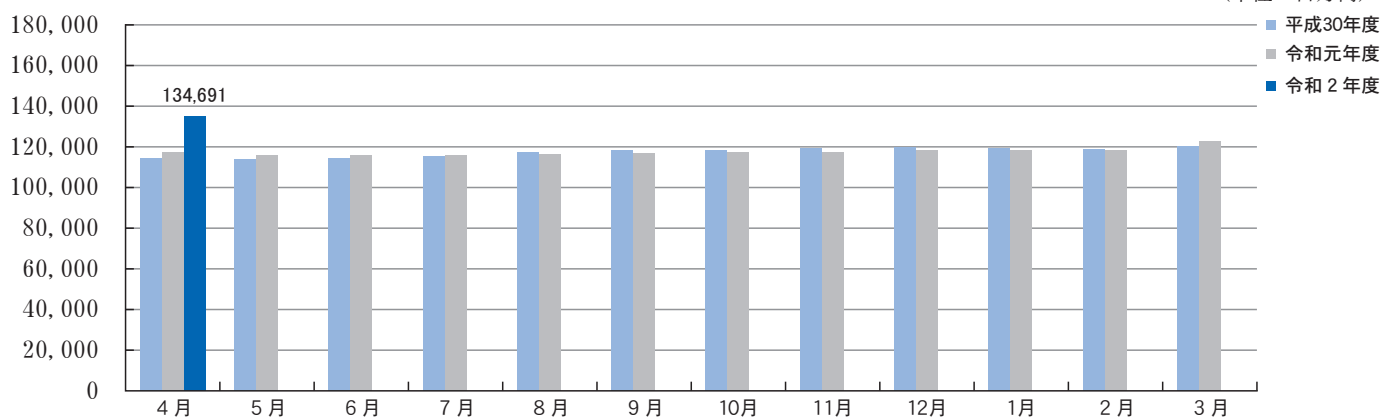
保 証 承 諾

(単位：百万円)



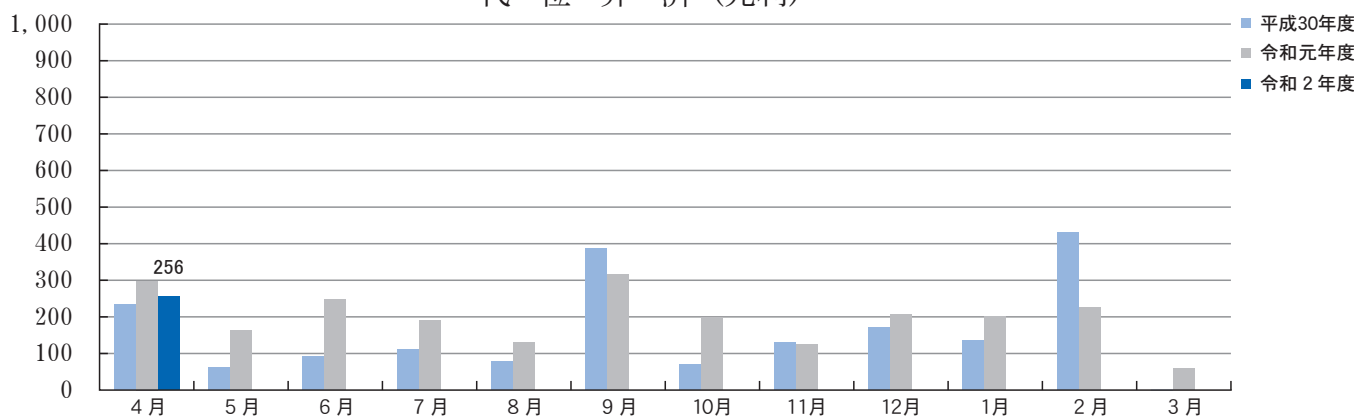
保 証 債 務 残 高

(単位：百万円)



代 位 弁 済 (元利)

(単位：百万円)



保証状況

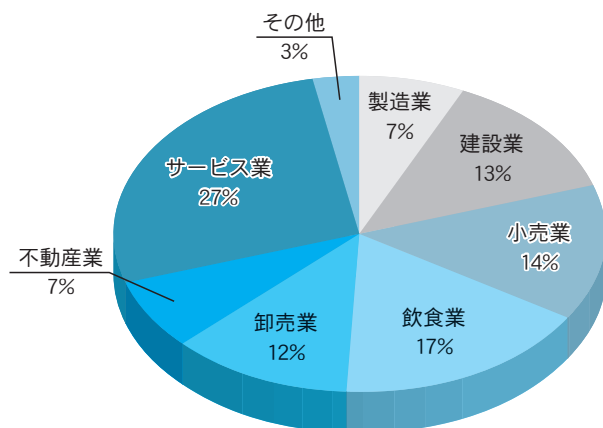
(令和2年4月)

(1)業種別

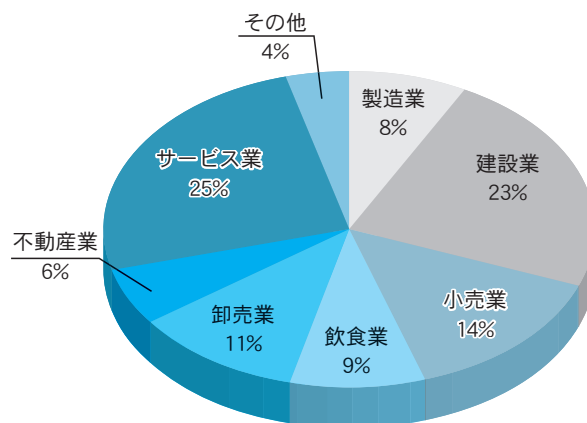
(単位：千円、%)

	保証承諾				保証債務残高		代位弁済(元利)			
	当月中		当期中		当月末		当月中		当期中	
		前期比		前期比		前期比		前期比		前期比
製造業	1,297,800	517.7	1,297,800	517.7	11,033,369	107.8	16,011	18.7	16,011	18.7
建設業	2,553,710	238.0	2,553,710	238.0	31,647,323	100.8	11,811	37.6	11,811	37.6
小売業	2,667,050	707.8	2,667,050	707.8	18,534,325	114.6	124,364	797.2	124,364	797.2
飲食業	3,280,450	1,599.8	3,280,450	1,599.8	11,980,084	157.5	35,120	120.6	35,120	120.6
卸売業	2,245,800	662.5	2,245,800	662.5	15,236,816	111.0	11,534	18.3	11,534	18.3
不動産業	1,333,300	538.1	1,333,300	538.1	7,385,411	117.7	9,246	0.0	9,246	0.0
サービス業	5,205,460	910.6	5,205,460	910.6	33,653,843	122.7	47,556	65.1	47,556	65.1
その他	604,100	1,847.4	604,100	1,847.4	5,490,091	119.1	0	0.0	0	0.0
合計	19,187,670	619.6	19,187,670	619.6	134,961,262	114.9	255,642	85.8	255,642	85.8

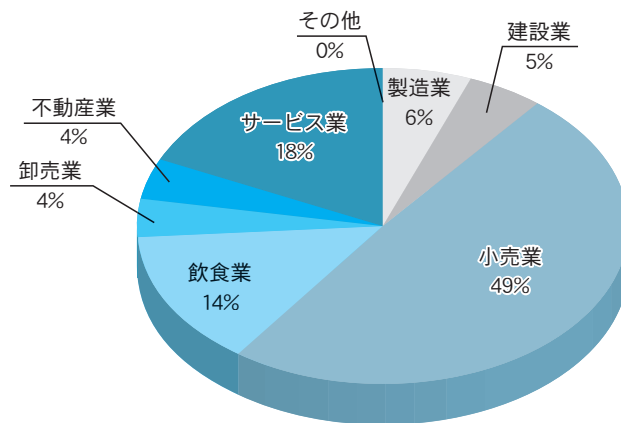
業種別保証承諾（当月中）



業種別保証債務残高



業種別代位弁済（当月中）



(2)市町村別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那覇市	399	6,407,410	399	6,407,410	687.1	33.4	3,282	40,867,295	123.1	30.3	8	151,437	385.6	59.2
宜野湾市	69	885,500	69	885,500	357.8	4.6	733	7,815,985	114.7	5.8	5	18,183	75.1	7.1
石垣市	51	759,400	51	759,400	1,066.6	4.0	522	5,828,720	115.1	4.3	1	5,915	42.4	2.3
浦添市	132	2,089,560	132	2,089,560	620.2	10.9	1,038	13,766,360	112.1	10.2	1	4,247	36.8	1.7
名護市	33	431,950	33	431,950	305.5	2.3	332	3,970,242	106.4	2.9	1	4,812	0.0	1.9
糸満市	41	676,800	41	676,800	1,049.3	3.5	359	4,271,089	110.2	3.2	1	5,941	5.1	2.3
沖縄市	73	1,414,500	73	1,414,500	505.9	7.4	866	10,316,931	104.9	7.6	2	10,896	24.0	4.3
豊見城市	62	1,081,050	62	1,081,050	650.3	5.6	516	6,865,174	128.3	5.1	0	0	0.0	0.0
うるま市	45	599,700	45	599,700	1,323.8	3.1	687	7,256,688	101.7	5.4	1	2,521	12.2	1.0
宮古島市	32	485,500	32	485,500	615.5	2.5	400	4,555,966	114.2	3.4	1	23,213	0.0	9.1
南城市	26	428,900	26	428,900	870.2	2.2	223	2,510,029	105.3	1.9	1	6,709	104.0	2.6
国頭郡 国頭村	2	17,500	2	17,500	0.0	0.1	16	196,149	159.6	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 大宜味村	2	12,400	2	12,400	82.7	0.1	31	379,926	96.2	0.3	1	13,155	0.0	5.1
国頭郡 東村	1	15,000	1	15,000	0.0	0.1	8	116,530	634.8	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 今帰仁村	14	157,700	14	157,700	0.0	0.8	60	785,546	89.7	0.6	0	0	0.0	0.0
国頭郡 本部町	17	245,500	17	245,500	522.3	1.3	126	1,359,978	105.1	1.0	0	0	0.0	0.0
国頭郡 恩納村	19	299,500	19	299,500	843.7	1.6	106	1,451,507	168.9	1.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 宜野座村	5	27,000	5	27,000	0.0	0.1	37	315,797	89.1	0.2	0	0	0.0	0.0
国頭郡 金武町	6	100,000	6	100,000	1,052.6	0.5	55	833,968	104.4	0.6	0	0	0.0	0.0
国頭郡 伊江村	3	85,800	3	85,800	0.0	0.4	20	191,733	81.5	0.1	0	0	0.0	0.0
中頭郡 読谷村	25	268,800	25	268,800	336.0	1.4	194	1,756,959	121.2	1.3	0	0	0.0	0.0
中頭郡 嘉手納町	4	117,000	4	117,000	0.0	0.6	54	636,850	103.5	0.5	0	0	0.0	0.0
中頭郡 北谷町	43	616,200	43	616,200	590.8	3.2	299	4,308,878	128.0	3.2	1	8,614	0.0	3.4
中頭郡 北中城村	17	155,300	17	155,300	345.1	0.8	117	1,578,983	112.4	1.2	0	0	0.0	0.0
中頭郡 中城村	19	461,800	19	461,800	796.2	2.4	179	2,417,875	110.2	1.8	0	0	0.0	0.0
中頭郡 西原町	27	380,700	27	380,700	532.4	2.0	298	3,418,202	113.1	2.5	0	0	0.0	0.0
島尻郡 与那原町	12	209,500	12	209,500	332.5	1.1	138	1,506,630	109.1	1.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 南風原町	19	404,200	19	404,200	362.2	2.1	233	2,541,023	102.9	1.9	0	0	0.0	0.0
島尻郡 渡嘉敷村	1	3,000	1	3,000	0.0	0.0	9	70,157	126.7	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 座間味村	0	0	0	0	0.0	0.0	15	104,183	87.0	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 南大東村	0	0	0	0	0.0	0.0	9	149,943	102.4	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 北大東村	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊平屋村	0	0	0	0	0.0	0.0	6	64,562	90.1	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊是名村	0	0	0	0	0.0	0.0	2	2,366	74.8	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 久米島町	3	67,300	3	67,300	420.6	0.4	57	864,703	114.0	0.6	0	0	0.0	0.0
島尻郡 八重瀬町	18	221,000	18	221,000	818.5	1.2	143	1,436,817	109.0	1.1	0	0	0.0	0.0
宮古郡 多良間村	0	0	0	0	0.0	0.0	2	20,300	1,041.0	0.0	0	0	0.0	0.0
八重山郡 竹富町	9	62,200	9	62,200	0.0	0.3	20	183,126	118.9	0.1	0	0	0.0	0.0
八重山郡 与那国町	0	0	0	0	0.0	0.0	5	242,897	83.6	0.2	0	0	0.0	0.0
県外	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,198	29.6	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	1,229	19,187,670	1,229	19,187,670	619.6	100.0	11,198	134,961,262	114.9	100.0	24	255,642	85.8	100.00

(3)期間別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
3 ヶ 月 以 内	7	91,100	7	91,100	150.8	0.5	55	823,154	124.9	0.6	0	0	0.0	0.0
3ヶ月超6ヶ月以内	7	166,000	7	166,000	50.3	0.9	146	2,160,736	81.2	1.6	0	0	0.0	0.0
6ヶ月超1年以内	77	1,314,500	77	1,314,500	101.9	6.9	1,221	22,739,497	103.2	16.8	0	0	0.0	0.0
1年超2年以内	2	33,000	2	33,000	82.5	0.2	51	892,610	89.0	0.7	0	0	0.0	0.0
2年超3年以内	5	20,500	5	20,500	110.8	0.1	110	446,289	81.9	0.3	0	0	0.0	0.0
3年超4年以内	5	12,250	5	12,250	177.5	0.1	67	188,982	86.7	0.1	0	0	0.0	0.0
4年超5年以内	47	422,300	47	422,300	237.1	2.2	1,186	7,156,810	103.1	5.3	2	9,021	67.8	3.5
5年超7年以内	1,028	16,080,710	1,028	16,080,710	4,880.3	83.8	4,038	40,443,942	192.4	30.0	6	22,179	79.9	8.7
7年超10年以内	50	1,030,310	50	1,030,310	145.8	5.4	4,162	53,881,954	95.0	39.9	16	224,442	96.1	87.8
10 年 超	1	17,000	1	17,000	12.5	0.1	162	6,227,290	110.3	4.6	0	0	0.0	0.0
合 計	1,229	19,187,670	1,229	19,187,670	619.6	100.0	11,198	134,961,262	114.9	100.0	24	255,642	85.8	100.0
平均保証期間		67.66ヵ月		67.66ヵ月										

(4)金融機関別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
み ず ほ 銀 行	0	0	0	0	0.0	0.0	73	2,286,953	91.4	1.7	0	0	0.0	0.0
三 菱 U F J 銀 行	0	0	0	0	0.0	0.0	48	771,043	64.9	0.6	0	0	0.0	0.0
鹿 児 島 銀 行	32	535,500	32	535,500	1,164.1	2.8	208	2,694,187	195.4	2.0	0	0	0.0	0.0
琉 球 銀 行	430	6,137,300	430	6,137,300	461.1	32.0	4,055	42,465,925	114.3	31.5	8	38,394	67.2	15.0
沖 縄 銀 行	447	7,819,660	447	7,819,660	789.8	40.8	4,108	59,900,285	112.5	44.4	7	130,237	453.3	50.9
沖縄海邦銀行	264	3,774,410	264	3,774,410	550.5	19.7	2,114	21,000,441	121.5	15.6	7	78,561	43.2	30.7
信金中央金庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	784	57.6	0.0	0	0	0.0	0.0
コザ信用金庫	48	771,200	48	771,200	1,752.7	4.0	492	4,368,148	125.9	3.2	2	8,449	28.1	3.3
商工組合中央金庫	6	131,600	6	131,600	0.0	0.7	89	1,388,215	116.4	1.0	0	0	0.0	0.0
沖縄県農業協同組合	2	18,000	2	18,000	0.0	0.1	9	80,651	353.2	0.1	0	0	0.0	0.0
沖縄県信漁連	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄振興開発金融公庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	1,229	19,187,670	1,229	19,187,670	619.6	100.0	11,198	134,961,262	114.9	100.0	24	255,642	85.8	100.0

(5)資金使途別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	1,179	18,533,260	1,179	18,533,260	774.9	96.6	7,464	102,521,821	119.0	76.0	9	104,477	97.2	40.9
設 備 資 金	13	284,650	13	284,650	133.2	1.5	1,058	9,692,182	105.2	7.2	3	47,184	56.8	18.5
運転・設備資金	37	369,760	37	369,760	75.3	1.9	2,676	22,747,260	103.1	16.9	12	103,981	97.0	40.7
合 計	1,229	19,187,670	1,229	19,187,670	619.6	100.0	11,198	134,961,262	114.9	100.0	24	255,642	85.8	100.0

(6)保証金額別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
1,000千円以下	18	16,450	18	16,450	822.5	0.1	136	84,960	152.2	0.1	0	0	0.0	0.0
2,000千円以下	68	120,000	68	120,000	567.1	0.6	554	638,740	127.6	0.5	1	1,922	0.0	0.8
3,000千円以下	113	329,000	113	329,000	594.6	1.7	888	1,622,349	123.1	1.2	4	7,069	453.5	2.8
5,000千円以下	162	738,500	162	738,500	584.7	3.8	1,651	4,897,509	117.7	3.6	2	7,103	28.1	2.8
10,000千円以下	278	2,420,860	278	2,420,860	506.4	12.6	2,689	15,468,867	119.0	11.5	11	57,756	76.6	22.6
15,000千円以下	122	1,686,900	122	1,686,900	572.1	8.8	1,209	11,278,339	116.5	8.4	2	22,401	68.7	8.8
40,000千円以下	439	11,831,000	439	11,831,000	720.5	61.7	3,156	60,093,809	131.3	44.5	2	49,183	83.3	19.2
50,000千円以下	7	334,560	7	334,560	176.1	1.7	372	11,955,676	102.7	8.9	1	32,384	104.6	12.7
60,000千円以下	5	297,000	5	297,000	521.1	1.5	144	5,242,318	99.0	3.9	0	0	0.0	0.0
70,000千円以下	1	63,400	1	63,400	90.6	0.3	89	4,054,590	89.6	3.0	0	0	0.0	0.0
80,000千円以下	15	1,200,000	15	1,200,000	750.0	6.3	218	11,746,740	96.1	8.7	1	77,824	0.0	30.4
100,000千円以下	0	0	0	0	0.0	0.0	36	2,048,391	73.6	1.5	0	0	0.0	0.0
200,000千円以下	1	150,000	1	150,000	0.0	0.8	56	5,828,974	89.8	4.3	0	0	0.0	0.0
合 計	1,229	19,187,670	1,229	19,187,670	619.6	100.0	11,198	134,961,262	114.9	100.0	24	255,642	85.8	100.0
1件当たり保証金額		15,612		15,612										

(7)協会保証制度別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
一 般	30	761,800	30	761,800	102.2	23.6	1,957	24,373,009	100.7	37.6	7	70,090	68.4	82.7
先端設備等導入関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	7,605	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
長期経営資金	0	0	0	0	0.0	0.0	2	6,405	49.4	0.0	0	0	0.0	0.0
小 口 零 細	1	2,500	1	2,500	0.0	0.1	10	37,200	113.1	0.1	0	0	0.0	0.0
根 保 証	6	76,000	6	76,000	79.2	2.4	254	5,976,367	92.6	9.2	0	0	0.0	0.0
当 座 貸 越	0	0	0	0	0.0	0.0	11	441,842	99.9	0.7	0	0	0.0	0.0
事業者カードローン	1	3,000	1	3,000	0.0	0.1	21	147,087	115.0	0.2	0	0	0.0	0.0
創業等関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	14	59,736	116.7	0.1	0	0	0.0	0.0
中小企業特定社債	0	0	0	0	0.0	0.0	41	2,395,920	112.9	3.7	0	0	0.0	0.0
流動資産担保融資	0	0	0	0	0.0	0.0	6	510,400	99.4	0.8	0	0	0.0	0.0
経営革新関連	0	0	0	0	0.0	0.0	4	88,101	87.6	0.1	0	0	0.0	0.0
経営安定関連	16	1,140,000	16	1,140,000	0.0	35.4	23	859,091	690.0	1.3	0	0	0.0	0.0
景気対応緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	350	2,370,948	62.5	3.7	0	0	0.0	0.0
金融環境変化	0	0	0	0	0.0	0.0	2	1,853	11.1	0.0	0	0	0.0	0.0
危機関連保証	5	320,000	5	320,000	0.0	9.9	4	270,000	0.0	0.4	0	0	0.0	0.0
借 換	5	60,000	5	60,000	120.0	1.9	805	13,562,141	89.1	20.9	1	1,650	25.6	1.9
新 1 0 0 0	1	10,000	1	10,000	217.4	0.3	78	218,387	93.8	0.3	0	0	0.0	0.0
東日本大震災復興緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	14	95,536	58.4	0.1	0	0	0.0	0.0
経営力強化	1	12,700	1	12,700	0.0	0.4	30	875,381	85.4	1.3	0	0	0.0	0.0
求償権消滅保証	0	0	0	0	0.0	0.0	2	31,147	85.4	0.0	0	0	0.0	0.0
改善サポート1	0	0	0	0	0.0	0.0	22	910,767	88.1	1.4	0	0	0.0	0.0
創業関連保証	10	54,500	10	54,500	50.2	1.7	471	2,421,260	164.5	3.7	3	13,057	150.1	15.4
再挑戦支援保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	3,408	78.5	0.0	0	0	0.0	0.0
おきなわ短期継続サポート保証	60	781,000	60	781,000	88.3	24.2	672	8,915,620	112.2	13.7	0	0	0.0	0.0
経営力向上関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	3	137,438	115.9	0.2	0	0	0.0	0.0
地域経済牽引事業関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	38,508	96.3	0.1	0	0	0.0	0.0
財務要件型無保証人保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	116,000	0.0	0.2	0	0	0.0	0.0
そ の 他	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100	0.0	0	0	0.0	0.0
総 合 計	136	3,221,500	136	3,221,500	166.1	100.0	4,801	64,875,786	99.4	100.0	11	84,797	67.9	100.0

(8)県融資制度別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
短期運転資金	5	53,000	5	53,000	55.7	0.3	169	2,145,185	102.1	4.1	0	0	0.0	0.0
経営振興資金	10	178,600	10	178,600	89.3	1.1	664	5,775,101	119.2	11.0	1	23,213	154.2	25.9
組織強化育成資金	0	0	0	0	0.0	0.0	14	74,747	86.1	0.1	0	0	0.0	0.0
小規模企業対策資金	4	41,500	4	41,500	96.5	0.3	484	2,033,684	115.2	3.9	3	8,283	847.7	9.2
創業者支援資金	14	75,300	14	75,300	116.1	0.5	473	2,437,348	150.2	4.6	2	12,971	279.0	14.5
ベンチャー支援資金	1	4,000	1	4,000	0.0	0.0	38	399,843	113.3	0.8	0	0	0.0	0.0
企業立地推進貸付	0	0	0	0	0.0	0.0	1	82,928	59.1	0.2	0	0	0.0	0.0
中小企業セーフティネット	1,026	15,132,700	1,026	15,132,700	0.0	96.2	1,201	19,287,123	4,194.9	36.6	0	0	0.0	0.0
中小企業再生支援資金	2	71,560	2	71,560	89.5	0.5	125	4,197,079	107.3	8.0	0	0	0.0	0.0
雇用創出促進資金	2	25,000	2	25,000	125.0	0.2	102	1,430,481	146.5	2.7	1	9,246	0.0	10.3
オキナワ型産業振興	0	0	0	0	0.0	0.0	8	175,426	162.4	0.3	0	0	0.0	0.0
小口零細企業資金	5	21,950	5	21,950	60.8	0.1	527	1,746,935	120.3	3.3	1	1,077	0.0	1.2
新事業分野進出資金	1	5,660	1	5,660	13.8	0.0	47	456,717	98.8	0.9	0	0	0.0	0.0
原油・原材料高騰対策	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,739	68.5	0.0	0	0	0.0	0.0
円 滑 化 借 換	11	114,700	11	114,700	53.4	0.7	1,091	12,465,978	97.0	23.6	3	34,803	36.0	38.8
【 総 合 計 】	1,081	15,723,970	1,081	15,723,970	1,978.0	100.0	4,945	52,710,312	169.3	100.0	11	89,593	58.2	100.0

(9)市町村別小口資金制度別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那 覇 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	30	52,669	71.2	34.2	1	3,427	0	100.0
宜野湾市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	12	22,557	73.1	14.6	0	0	0	0
石 垣 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	5	10,522	74.8	6.8	0	0	0	0
浦 添 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,775	59.5	1.2	0	0	0	0
名 護 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0
沖 縄 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	19	56,193	66.4	36.5	0	0	0	0
宮古島市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	3	10,124	119.2	6.6	0	0	0	0
豊見城市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	225	34.9	0.1	0	0	0	0
総 合 計	0	0	0	0	0.0	0.0	71	154,066	71.4	100.0	1	3,427	0.0	100.0

(10)提携保証制度別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
順 風 満 帆	7	84,200	7	84,200	61.8	34.8	545	4,977,908	79.5	28.9	0	0	0.0	0.0
ク イ ッ ク マ ン	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,365	98.8	0.0	0	0	0.0	0.0
ステップアップ8000	2	90,000	2	90,000	65.7	37.2	576	9,977,237	82.0	57.9	1	77,824	662.5	100.0
即 銭 力 7	1	4,000	1	4,000	12.5	1.7	171	634,781	84.3	3.7	0	0	0.0	0.0
沖銀TKC会員税理士	1	4,000	1	4,000	8.5	1.7	52	1,350,535	96.9	7.8	0	0	0.0	0.0
ベストパートナーⅡ	1	60,000	1	60,000	600.0	24.8	36	276,272	126.3	1.6	0	0	0.0	0.0
商工中金協調融資保証	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	12	242,200	12	242,200	66.9	100.0	1,381	17,221,097	82.8	100.0	1	77,824	410.4	100.0

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金について

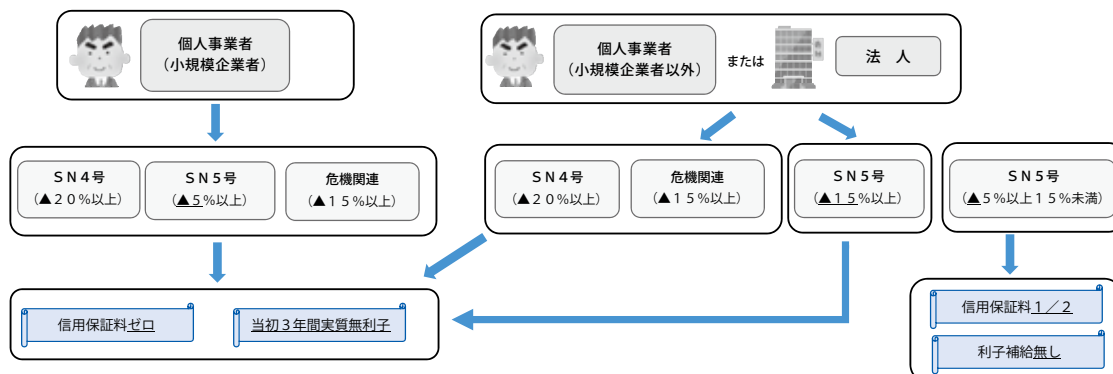
新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業の皆さまに対し必要な事業資金を円滑に供給し、経営の安定化を図ることを目的とした保証制度（沖縄県融資保証制度）です。（令和2年5月1日開始）

【活用ポイント】

- 実質無利子（当初3年間）
- 無担保・据置最大5年
- 信用保証料（全額または半額補助）

沖縄県融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」			
融資対象者	県内において本店を有し3ヶ月以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、下記認定を受けたもの		
	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
資金使途	経営の安定に必要な資金（運転資金、設備資金、運転・設備資金）		
融資限度額	3,000万円		
融資期間	運転資金・設備資金ともに10年（据置5年以内）		
返済方法	原則、均等分割返済（保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能）		
融資利率（補給有）	セーフティネット保証4号 0.80%	セーフティネット保証5号 1.60%	危機関連保証 0.80%
保証料率（補助有）	個人（小規模企業者） ※売上減少率 <u>5%以上</u> 法人・個人（小規模以外） ※売上減少率 <u>15%以上</u> <u>0.00%</u> ○経営者保証免除・・・①資産超過 ②法人・個人の分離 ○条件変更に伴う変更保証料（0.85%）は補助の対象外となります。		
担保	原則不要（既設定根抵当権除く）		
保証人	原則、法人代表者を除き不要（法人代表者については、一定の要件を満たす場合は不要）		
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受付し、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの		
モニタリング	取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合は、据置期間中のモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会へ報告		

信用保証料補助と利子補給について



小規模企業者とは・・・常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者については5人以下）

【お問い合わせ先】

業務部 保証第一課・保証第二課
TEL：098-863-5300
FAX：098-868-7320

令和2年度県融資制度の主な改正概要について

(令和2年4月申込分より)

(1) 融資利率・保証料率の変更について

令和2年度において、融資利率・保証料率の変更はございません。

(2) 中小企業セーフティネット資金の業歴要件緩和について

これまで、業歴1年が条件とされてきましたが、令和2年度コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等は、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営んでいれば、融資対象となります。

※コロナウイルス感染症以外の事由については、これまで通り業歴1年が要件となります。

(3) 資金繰り円滑化借換資金（融資対象2）への対象追加について

同制度において、危機関連保証（中小企業信用保険法第2条6項）が追加となりました。

【要件概要】

- ・1年以上事業継続。下記に該当する特例中小企業者
 - ① 金融取引に支障を来し、資金調達が必要なもの。
 - ② 最近3カ月の売上高が前年比15%減少し、かつその後3カ月の売上高が15%減少見込であること

※ご利用に際しては、市町村の認定書が必要となります。

(4) 利子補給対象資金の見直しについて

令和 2 年度より新事業分野進出資金および創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）の 2 制度は、利子補給制度の対象外となります。

※雇用創出促進資金、ベンチャー支援資金については、前年度に引き続き利子補給の対象となります。

(5) 決算書の提出について

これまで、県制度融資お申込みの際は決算書 3 期分の提出が必要でしたがお客様の利便性を考慮し、令和 2 年度より 2 期分の提出に変更となりました。

※ 沖縄県融資制度の詳細については、パンフレット及びホームページでご確認下さい。その他、融資制度に関するご質問については、下記窓口までお願いします。

【お問合せ先】

保証第一課・保証第二課 TEL：098-863-5300

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

沖縄県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少している中小企業・小規模事業者の皆さまへ資金繰り支援策として以下の保証制度で支援致します。

(詳細については下記宛先までお問い合わせください)

【沖縄県融資制度】 → 金利(固定)・保証料の軽減

【協会制度(国制度)】 → 資金限度額の拡大

沖縄県融資制度「中小企業セーフティネット資金」			
融資対象	融資対象4(知事認定災害)	融資対象5	融資対象6
災害等	新型コロナウイルス感染症	セーフティネット4号・5号	危機関連保証
融資対象者	県内において同一事業の事業歴が1年以上 ※令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者は3カ月以上		
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等 ※首里城火災・豚熱(CSF)の影響を受けた事業者も対象	中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティネットの適用について市町村長から認定を受けた者	中小企業信用保険法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から認定を受けた者
資金使途	災害等被害対応に係る事業資金		
融資限度額	3,000万円 ※1事由につき (融資対象5→一般保証と別枠、融資対象6→一般保証、経営安定保証と別枠)		
融資期間	運転資金7年(据置1年) 設備資金10年(据置1年)		
融資利率	0.90%	0.80%(5号は1.60%)	0.80%
保証料率	0.00%(県による全額補助) ※セーフティネット5号は0.55%		
責任共有	対象	対象外(5号は対象)	対象外
協会制度(国)			
認定書	経営安定関連保証4号(セーフティネット保証)	経営安定関連保証5号(セーフティネット保証)	危機関連保証
融資対象者	別紙概要参照(経済産業省HPより)		
売上高等減少基準	▲20%	▲5%	▲15%
資金使途	経営安定に係る事業資金		
融資限度額	無担保8,000万円 有担保2億円 ※一般保証と別枠		無担保8,000万円 有担保2億円 特別小口2,000万円 ※一般保証、経営安定関連保証と別枠
融資期間	運転資金7年(据置6カ月) 設備資金10年(据置1年)		10年以内(据置2年)
融資利率	金融機関所定利率		
保証料率	0.85%	0.75%	0.80%(特小0.6%)
責任共有	対象外	対象	対象外

【お問合せ先】 業務部 保証第一課・保証第二課

TEL: 098-863-5300 FAX: 098-868-7320

セーフティネット保証 4 号の概要

(参考資料)

1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 → $\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{【別枠保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \end{array} \right\}$

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる

セーフティネット保証 5 号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
- ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。
- 例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：80%保証
- ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 → $\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{【別枠保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \end{array} \right\}$

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

危機関連保証の概要

(参考資料)

1. 制度概要

○東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

2. 対象中小企業者

○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円 →

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \\ + \\ \text{【セーフティネット保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \\ + \\ \text{【危機関連保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right\}$$

新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者

②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【認定基準】

(現状)

対前年と比較

最近1ヶ月の売上高等と
前年同月と比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含
む3ヶ月の売上高等と前
年同期と比較

運用
緩和

(緩和後)

新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

新型コロナウイルス感染症に関する休日相談窓口の開設について

沖縄県信用保証協会では、新型コロナウイルスに関連した感染症の影響により経営の影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆さまのご相談に応じるため、「休日相談窓口」を以下のとおり開設しております。

実 地 期 間	5月2日以降の休日（土日、祝日）～5月末
実 地 時 間	午前9時～午後3時（電話相談は午後5時まで）
場 所	1階（保証第一課・保証第二課内）
電 話 番 号	098-863-5300
実 施 業 務	融資や返済に関するご相談

特別相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会は、災害等により影響を受けた、又は今後影響を受ける恐れがある中小企業の皆さまへの支援策として下記「特別相談窓口」を設置しております。

窓口では、「保証付融資の返済額や期間の見直し」「運転資金」「設備資金」の相談を受付、金融機関と連携し支援します。

- ◆新型コロナウイルス肺炎関連特別相談窓口
- ◆首里城火災に関する特別相談窓口
- ◆豚熱（CSF）に関する特別相談窓口

【相談時間】 午前9：00～午後5：15（平日のみ）

経 営 支 援 課 : TEL098-863-5310
 創 業 支 援 課 : TEL098-863-5303
 保 証 第 一 課 ・ 二 課 : TEL098-863-5300
 管 理 課 : TEL098-863-5301
 宮 古 連 絡 所 : TEL0980-72-7206
 八 重 山 連 絡 所 : TEL0980-82-1854
 北 部 連 絡 所 : TEL0980-52-0009
 中 部 分 室 : TEL098-933-6091

新型コロナウイルス感染症拡大支援策について

経済産業省、厚生労働省等より各種支援策が公表されておりますので、お知らせいたします。詳細は、各省ホームページをご確認ください。

1. 持続化給付金について

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受けている事業者に対する給付金です。

- （申請要領中小企業向け）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf

- （申請要領個人事業者向け）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf

- （持続化給付金に関するお知らせ）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

- 併せて、申請手順をわかりやすく解説した動画も公開されています。

<https://youtu.be/AlIkUy3FAnU>

※電子申請が原則ですが、申請が困難な方のために「申請サポート会場」を開設しています。ご利用は完全事前予約制となります。詳細は事務局ホームページよりご確認ください。（<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>）

- 会場：なは市民協働プラザ2F（那覇市銘苅2-3-1）

予約：0120-115-570（コールセンター）

- 会場：浦添市 牧港 3-40-6 浦添市立中央公民館分館 2F

予約：0120-115-570（コールセンター）

2. 雇用調整助成金について

厚生労働省が中小企業を対象にした雇用調整助成金の特例措置を実施しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagaL07.htm

3. 国税に関する措置

（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ＞ 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について＞ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

4. 地方税に関する措置

（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_00399.html

トップページ＞ 新型コロナウイルス感染症対策関連＞ 地方行財政＞ 地方税制

5. 社会保険料に関する措置

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ＞ 社会保険料の納付等について

（国税関係）

- ・ 納税の猶予制度の特例
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・ 消費税の課税選択の変更に係る特例
- ・ 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

（地方税関係）

- ・ 徴収の猶予制度の特例
- ・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
- ・ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- ・ 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- ・ イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

（社会保険料関係）

- ・ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例
- ・ 労働保険料等の納付猶予の特例

新型コロナウイルス感染症に係る支援策パンフレットについて

経済産業省では新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへの支援策（資金繰り支援、相談窓口等各種支援）を取り纏めたパンフレットが公表されております。また、沖縄総合事務局・沖縄県においても「事業継続・雇用維持のための国・県による支援策のご案内」リーフレットを作成しておりますのでご活用下さい。

※支援策パンフレットは随時更新されますので最新情報はHPよりご確認ください。

 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)

 **経済産業省**

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

設備投資・販路開拓

経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネットマガジンの登録 →  [e-中小企業ネットマガジン](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

中小企業庁Twitterのフォロー →  [@meti_chusho](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

LINE公式アカウントのフォロー →  [@meti_chusho](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



令和2年5月8日18:00時点版

＜新型コロナウイルス感染症で影響を受ける沖縄県の事業者の皆様＞

事業継続・雇用維持のための国・県による支援策のご案内

2020年5月7日現在、内閣府沖縄総合事務局・沖縄県

個人事業主・フリーランス向け、中小中小企業向け、中堅企業向け、大企業向け

以下の支援策は、一部を除き、一定の売上減少が生じていることを要件としています。詳しくは各支援策の問い合わせ先にお問い合わせください。

1 家賃など幅広く使える返済不要の資金が必要

■ 個人事業主等に最大100万円が支給されます 個 中小 中堅
※売上が前年同月比50%以上減少の事業者が対象。
 個人事業主・フリーランスは最大100万円、中堅・中小・小規模法人は最大200万円。
○問い合わせ先：持続化給付金コールセンター（0120-115-570）

■ 県の休業要請へ協力した事業者^{※1}に20万円が支給されます 個 中小

■ 飲食店^{※2}・小売店等^{※3}に支援金10万円が支給されます フリーランスを除く
※1、※3については、5月中旬までに詳細を公表予定。休業要請への協力金については、売上減少の要件はありません。
 ※2の飲食店については、休業要請対象施設を除く。
○問い合わせ先：沖縄県支援金等相談センター（098-851-9990）

2 雇用維持したいが休業手当の支払いが負担 個 中小 中堅 大

■ 8,330円/日を上限に最大10割の助成が受けられます
※ 8,330円/日を上限に、休業手当の一定割合の助成を受けられる制度。休業要請を受けた中小企業が解雇等を行わない場合等は10割助成（この場合も上限額は8,330円/日）
○問い合わせ先：沖縄労働局労働政策課（098-868-3701）及び各ハローワーク

3 事業継続のため運転資金の融資を受けたい 個 中小

■ 県内の主要金融機関^{※1}で、貸付当初3年間の実質無利子^{※2}・無担保・据置最大5年間の融資が受けられます
※1 取扱金融機関は、沖縄公庫、商工中金、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行。
 ※2 実質無利子化は3,000万円が上限（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は1億円）。
 ※3 実質無利子化に係る利子補給は、一部金融機関においては、所定の利子を支払った後、申請により利子分を返金する方法。申請方法等の詳細は後日公表。
○問い合わせ先：各取扱金融機関

4 過去の融資の返済負担を軽減したい 個 中小

■ 過去の借入を一部実質無利子に借換できます
※実質無利子化は3,000万円が上限（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は1億円）。
○問い合わせ先：各取扱金融機関

5 税・社会保険料や各種固定費の支払いが心配 個 中小 中堅 大

- 【税】基本的に全ての税について納税の猶予が認められる場合があります。
- 【社会保険】厚生年金等の保険料納付の猶予が認められる場合があります。
- 【電気・ガス】電気・ガス料金の支払いについて電気・ガス事業者に対し柔軟な対応を要請しています。
- 【水道】工業用水道料金の支払が困難な場合、納期限の延期、基本使用水量の減量に応じることが可能です。
- 【家賃】国土交通省より、賃貸する側が賃料を減免した場合、それによる損失は税務上の損金として計上できることが明確化され、賃料の減免を行いやすい環境が整備されています。

問い合わせ先

前ページにある各種制度の問い合わせ先のほか、以下の問い合わせ先もご利用できます。

○無利子融資等に関する問い合わせ先	
沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795
沖縄県信用保証協会	098-863-5300
沖縄県商工労働部中小企業支援課	098-866-2343
その他、各金融機関（沖縄銀行、琉球銀行、商工中金、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行）	
○経営に関する各種相談先	
沖縄県よろず支援拠点	098-851-8460
沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755

また、本資料でご紹介した国・県の支援策のほか、各市町村でも支援策を講じている場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※沖縄総合事務局経済産業部では、メールマガジン及びtwitterにて最新情報を随時配信しております。右側のQRコードから登録をお願いいたします。



メルマガ
登録



Twitterア
カ
ウント

中小企業相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会では、従来の創業・金融・経営相談等に加え、平成30年4月から「金融機関紹介」に関するご相談もお受けすることと致しましたので、お気軽にご利用下さい。

①金融機関紹介に関するご相談

ご相談の上、沖縄県信用保証協会から金融機関をご紹介します。

②相談内容

- これから創業される方（創業相談）
- 金融機関から借入をお考えの方（金融相談）
- 経営の問題や課題を解決したい方（経営相談）



※紹介した金融機関における、融資の確約をするものではありません。
※ご相談内容によっては、お客様のご希望に添えない場合があります。

【相談時間】 9 : 00 ~ 17 : 00（但し、平日のみ）

【問い合わせ先】 業務部 保証第一・二課 TEL098-863-5300

経営支援部 経営支援課 TEL098-863-5310

創業支援課 TEL098-863-5303

事業承継特別保証制度のご案内

令和2年4月1日より「事業承継特別保証制度」の取扱を開始しております。本制度は、中小企業・小規模事業者のみなさまの喫緊の課題である事業承継時における後継者の経営者保証を可能な限り解除することを後押しするため、一定の要件の下、経営者保証を不要とする新たな保証制度です。

項目	内容
制度名	事業承継特別保証制度
申込資格要件	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者(※対象者は法人のみ) (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④の要件を全て満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること (※)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費) ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
申込方法	既に申込中小企業者と与信取引のある金融機関経由に限ります
保証限度額	2億8,000万円(組合等4億8,000万円) 有担保2億円(組合等4億円)・無担保8,000万円
対象資金	事業資金(ただし、借換は事業承継の前の借入、かつ、個人保証を提供している借入に限ります。) ※既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能。
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置期間1年以内)
保証料率	0.45%～1.90% 0.20%～1.15%(※経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は信用保証料率を大幅に軽減) ※経営者保証コーディネーター…経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。(令和2年4月から運用開始)
担保・保証人	担保:必要に応じて徴求 保証人:徴求しない

参考:国の経営者保証解除に向けた取り組みについて
本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。
中小企業庁 HP: <https://www.chusho.meti.go.jp/hosyousakajo/index.htm>

お問い合わせ先

業務部

●保証第一課・保証第二課 TEL:098-863-5300

経営支援部

●経営支援課 TEL:098-863-5310

●創業支援課 TEL:098-863-5303

沖縄県信用保証協会ホームページ

<https://www.okinawa-cgc.or.jp/>

©光プロダクション



沖縄県信用保証協会
Okinawa Credit Guarantee Corporation

令和元年 12 月

事業承継に関する各種保証制度について

当協会では、事業承継に関する支援も行っており、様々な場面に応じた保証制度がご利用できます。令和2年4月1日より開始しました「事業承継特別保証制度」(19ページ参照)以外にも下記の保証制度がご利用できますので、お気軽にご相談下さい。

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



事業承継に関する保証制度のご案内

©光プロダクション

- 創業者・事業承継支援資金
- 特定経営承継関連保証
- 経営承継関連保証
- 特定経営承継準備関連保証
- 経営承継準備関連保証
- 事業承継サポート保証

中小企業者の多様な事業承継に応じた保証(融資)制度をご用意しております。

* 詳細については、当協会のHPよりご確認ください。

お問い合わせ先

【業務部】

●保証第一課・保証第二課 TEL:098-863-5300

【経営支援部】

●経営支援課 TEL:098-863-5310

●創業支援課 TEL:098-863-5303

沖縄県信用保証協会ホームページ <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>



沖縄県信用保証協会
Okinawa Credit Guarantee Corporation

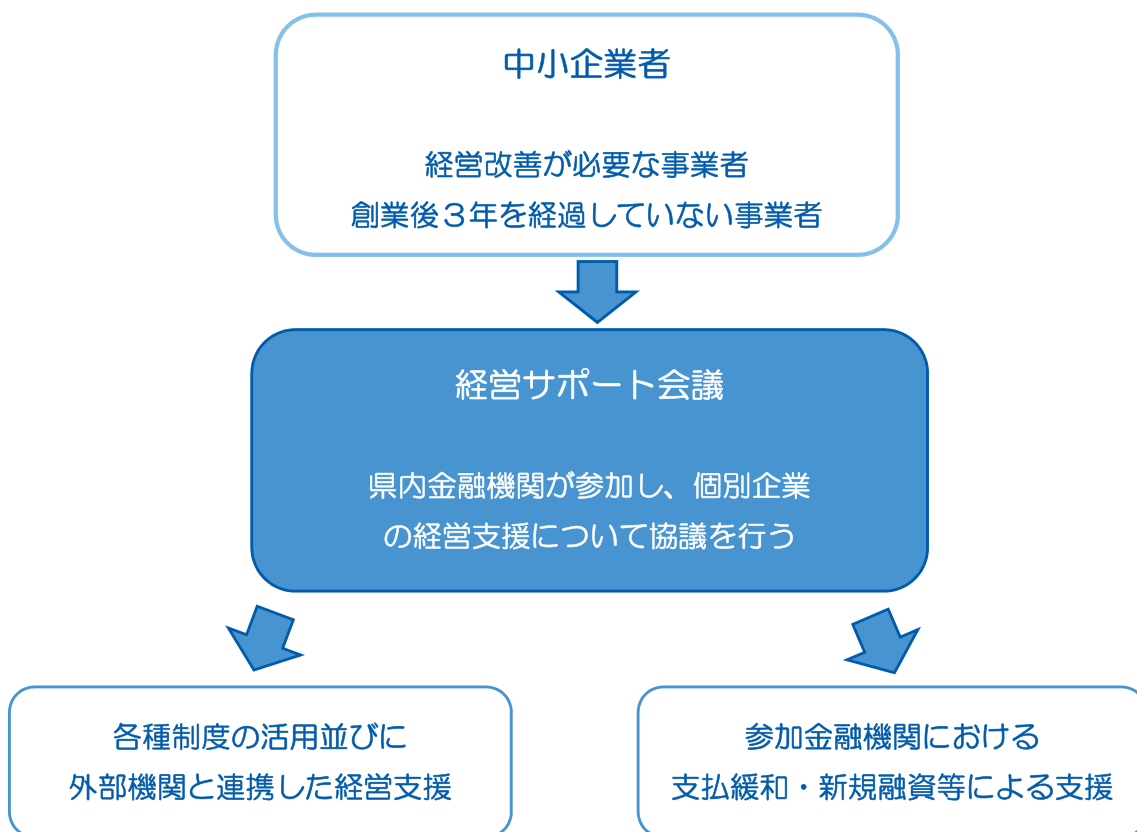
経営サポート会議を開催します

「おきなわ中小企業経営支援連携会議」の中小企業支援の一環として「おきなわ経営サポート会議」を中小企業の皆様のご要望により開催しております。

【会議の目的】

関係金融機関が一堂に会すことにより、スピーディーで効果的な経営支援を行うことを目的としています。

【経営サポート会議の流れ】



お問合せ先

おきなわ経営サポート会議事務局
経営支援課 TEL：098-863-5310

「経営力向上計画申請」の電子申請について

「経営力向上計画に係る認定申請書」について、令和2年4月より経営力向上計画申請プラットフォームから電子申請ができるようになります。

【電子申請のメリット】

- ・申請書作成にあたり記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能の活用
- ・申請書の郵送費用が不要

※「経営力向上計画」…経営力向上のための人材育成や財務管理、設備津市などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出し認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受けられます。

中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

経営力向上計画の申請をお考えのみなさまへ

経営力向上計画申請プラットフォームで電子申請が可能になります！！

現在、郵送でご提出いただいていた「経営力向上計画に係る認定申請書」は、令和2年4月より **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujoukeikaku.force.com/>) から電子申請できるようになります。ログインには **gBizID** が必要ですので事前の取得をお願いします。

※ 電子申請ができるのは、経済産業省や一部省庁（国土交通省、農林水産省、環境省及び文部科学省（以下））宛ての申請に限られます。
※ 電子申請ができない場合、申請力向上認定等にありますが、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することができます。
⇒ 申請書の作成データがシステムに保存され、その後変更申請書を作成する際に活用できます。

✓ **郵送不要の電子申請が可能になります**

STEP1 様式ダウンロード → STEP2 申請書作成 → STEP3 印刷・押印 → STEP4 郵送

令和2年4月以降（電子申請）
システムへログイン → 申請書を作成 → 電子申請 → 経営力向上計画

✓ **gBizIDの取得の流れ**

STEP1 STEP2 STEP3 STEP4

「gBizID」のサイトで、gBizID申請書を作成します。

申請書と必要書類を「gBizID」申請センターから郵送します。

審査が完了するとメールが届きます。

メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定して完了です。

※ gBizIDの取得と経営力向上計画の申請、gBizIDの活用は別々です。

「経営力向上計画」について

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出いただき、認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受けられます。

✓ **電子申請のメリット**

- ・申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- ・申請書の郵送費用が不要になります。

※ 以下は経済産業省宛のみに提出する電子申請の場合
・標準処理期間が1日（紙の申請書を提出する場合30日）に短縮されます。
・認定後は郵送されます。システムからダウンロードすることが可能です。

✓ **電子申請方法**

1. **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujoukeikaku.force.com/>) で、gBizIDでログイン/パスワード入力。
2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
3. 「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックし、入力フォームに沿って申請書を作成することができます。
4. 全ての申請項目を入力し終えると、④電子申請可能な場合：「申請ボタン」をクリックしてください。
④電子申請できない場合：PDF出力が可能です。また「印刷ボタン」をクリック、次に「PDF出力ボタン」をクリック、ダウンロードした申請書を担当省庁に提出してください。

新しい申請方法は、経営力向上計画申請プラットフォームのサイト内に掲載されています。操作説明書もご参照ください。

【お問合せ】経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課
「経営力向上計画相談窓口」 03-3501-1957
・受付時間：平日9:30-12:00、13:00-17:00

gBizID

「gBizID」について

法人、個人事業主のための政府が発行する共通アカウントです。
複数のオンライン行政手続をこのアカウントでご利用いただけます。

gBizIDにより経営力向上計画申請プラットフォームでもできること

	経営力向上計画申請書 (承認/不承認/再審査)	経営力向上計画申請	設備投資助成金申請
gBizIDセンター	○	×	×
gBizIDプライム	○	○	○

✓ **gBizIDプライムの取得方法**

1. 「gBizID」のホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/>) から「gBizIDプライム作成」のボタンをクリックし、申請書を作成・ダウンロードします。
2. 必要事項を入力し、作成した申請書と印鑑証明書をgBizID運用センターに送付します（詳しくはgBizIDのホームページをご覧ください）。
3. 申請が承認されると、メールが送られます（審査に数日要します）。
4. メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定したら手続き完了です。

gBizIDへようこそ。

アカウントの欄にご注意ください！
「gBizID」には、2種類のアカウントがありますが、多くの行政手続では、「gBizIDプライム」のアカウントが必要です。

2. 必要事項を入力し、作成した申請書と印鑑証明書をgBizID運用センターに送付します（詳しくはgBizIDのホームページをご覧ください）。

3. 申請が承認されると、メールが送られます（審査に数日要します）。

4. メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定したら手続き完了です。

⚠ **最後にご確認ください**

- ・「gBizIDプライム」アカウント登録には会社代表者本人（事業主本人）のメールアドレスと、印鑑証明書の提出が必要です。
- ・審査に数日かかりますので、期間に余裕を持って登録してください。

【お問い合わせ】
「gBizID」ヘルプデスク 06-6225-7877
・受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祭日、年末年始を除く

「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

イ) 保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

信用保証協会では、下記①、②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

① 取扱金融機関が、信用保証の付かない融資*について、経営者保証を不要としており、担保による保全も図られていない部分がある。 ※既存の融資か、同時に実行する融資かは問わない。

② 直近決算期において債務超過でなく、直近二期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。

また、その他の経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については各信用保証協会までお問い合わせください。

ロ) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ) に例示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書（またはその附帯契約書）に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。

以 上

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、当信用保証協会までお問い合わせください。

問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 業務部

T E L.098-863-5300 F A X.098-868-7320 E-mail sinsa@okinawa-cgc.or.jp

沖縄県信用保証協会 経営支援部

T E L.098-863-5310 F A X.098-868-5316 E-mail keieishien@okinawa-cgc.or.jp

沖縄県信用保証協会 管理部

T E L.098-863-5301 F A X.098-863-5307 E-mail kanri@okinawa-cgc.or.jp

沖縄県信用保証協会 組織体制

令和2年4月1日

組 織 体 制						
		主な業務	担当地域	TEL	FAX	
本 所	役員付調査役	内部監査等		098-863-5077	098-863-6809	
	総務部	総務課		総務、経理、人事	098-863-5302	098-863-6805
		企画情報課		統計、広報、収支予算、電算処理	098-863-5077	098-893-6809
	業務部	保証第一課	個別金融相談及び保証審査、保証推進 保証審査業務に関する統括業務	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、 宮古島市、石垣市、島尻郡(伊平屋村、 伊是名村を除く)宮古郡、八重山郡、 県外	098-863-5300	098-868-7320
		保証第二課	個別金融相談及び保証審査、保証推進	浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、 名護市、中頭郡、国頭郡、 島尻郡(伊平屋村、伊是名村のみ)	098-863-5300	098-868-7320
		保証事務課	保証申込受付、条件変更受付 保証書発行、保証料事務、貸付実行 完済処理	全域	098-863-5076	098-863-5308
	経営支援部	経営支援課	経営支援、再生支援 保証後のモニタリング 創業、再生に関する個別金融相談及び 保証審査、条件変更、期中支援、条件変 更	全域	098-863-5310	098-863-5316
		創業支援課	創業支援、保証後のモニタリング 創業に関する個別金融相談及び 保証審査	全域	098-863-5303	098-863-5316
	管理部	代位弁済課	代位弁済事務(代位弁済協議回答後) 信用保険事務 損失補償金請求及び受領(地公体、 連合会)、責任共有負担金受領 金融機関提携保証事務補助金請求 及び受領	全域	098-863-5301	098-863-5307
		管理課	求償権の保全、回収	全域	098-863-5301	098-863-5307
中部分室		保証申込受理、金融相談	沖縄市、宜野湾市、うるま市、嘉手納町、 北谷町、金武町、恩納村、宜野座村、 読谷村、中城村、北中城村	098-933-6091	098-933-6871	
北部連絡所			名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、伊是名村、伊平屋村、伊江村	0980-52-0009	0980-52-0020	
宮古連絡所			宮古島市、多良間村	0980-72-7206	0980-72-3314	
八重山連絡所			石垣市、竹富町、与那国町	0980-82-1854	0980-82-0429	



沖縄県信用保証協会

本 所 那覇市前島3丁目1番20号

【総務部】総務課 TEL(098)863-5302 FAX(098)863-6805
企画情報課 TEL(098)863-5077 FAX(098)863-6809
【管理部】代位弁済課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307
管 理 課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307
【経営支援部】経営支援課 TEL(098)863-5310 FAX(098)863-5316
創業支援課 TEL(098)863-5303 FAX(098)863-5316
【業務部】保証事務課 TEL(098)863-5076 FAX(098)863-5308
保証第一課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320
保証第二課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320

中 部 分 室 沖縄市南桃原3丁目22番11号(メゾン桃山1階) TEL(098)933-6091

北部連絡所 名護市大中1丁目19番24号(名護市産業支援センター内2階) TEL 0980(52)-0009

宮古連絡所 宮古島市平良字下里1022番地6(砂川アパート1階) TEL 09807(2)-7206

八重山連絡所 石垣市浜崎町1丁目1番の4 TEL 09808(2)-1854

当協会ホームページアドレス <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>